

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年五月二十二日から同年九月二十三日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和二年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイレックスかしはら東店
所在地 橿原市葛本町七八一―一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面（変更前）のとおり

容量 四四立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面（変更後）のとおり

容量 五二・九立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

（変更後）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後九時十五分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前八時から午後六時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更する年月日

令和二年五月二十八日

四 届出年月日

令和二年五月七日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年五月二十二日から同年九月二十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き
ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで